



平成28年度から 軽自動車税の税率が変わります

軽自動車税は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車などの所有者にかかる税で、納期限は5月末日です。平成26、27年度税制改正により、平成28年度から税率が次のとおり変更されます。

◆原動機付自転車など

平成27年度税制改正で、改正が1年延期されていましたが、**図1の①改正税率**が適用されます。

◆三輪以上の軽自動車

平成27年3月31日以前に新規登録した車両

今までどおり、**図2の②現行税率**が適用されます。ただし、新規登録から13年経過すると**④重課税率**が適用されます。

平成27年4月1日以後に新規登録した車両

図2の③改正税率が適用されます。ただし、新規登録から13年経過すると**④重課税率**が適用されます。

また、新車で新規登録した車両のうち環境負荷の小さい車両には、**図3の軽課税率(グリーン化特例)**が平成28年度に限り適用されます。

※新規登録の年月は、車検証の初年度検査年月です。

図1 原動機付自転車などの税率(年額)

| 車種区分 | | 現行税率 ~H27年度 | ①改正税率 H28年度~ |
|--------------------|--------------|----------------|-----------------|
| 原動機付 自転車 | 50cc以下 | 1,000円 | 2,000円 |
| | 50cc超90cc以下 | 1,200円 | 2,000円 |
| | 90cc超125cc以下 | 1,600円 | 2,400円 |
| | ミニカー | 2,500円 | 3,700円 |
| 軽二輪(125cc超250cc以下) | | 2,400円 | 3,600円 |
| 小型二輪(250cc超) | | 4,000円 | 6,000円 |
| 小型特殊 | 農耕作業 | 1,600円 | 2,400円 |
| | その他 | 4,700円 | 5,900円 |

図2 軽自動車の税率(年額)

| 車種区分 | | ②現行税率 H27.3.31までに 新規登録 | ③改正税率 H27.4.1以後に 新規登録 | ④重課税率 新規登録後 13年超 |
|------|-----|------------------------------|-----------------------------|------------------------|
| 三 輪 | | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 |
| 四 輪 | 乗 用 | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 |
| | | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 |
| | 貨物用 | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 |
| | | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 |

図3 グリーン化特例を適用した場合の税率(年額)

| 車種区分 | | 軽 課 税 率 | | |
|------|-----|---------|--------|--------|
| | | 特例① | 特例② | 特例③ |
| 三 輪 | | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 四 輪 | 乗 用 | 営業用 | 1,800円 | 3,500円 |
| | | 自家用 | 2,700円 | 5,400円 |
| | 貨物用 | 営業用 | 1,000円 | 1,900円 |
| | | 自家用 | 1,300円 | 2,500円 |

特例①…電気自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

特例②…**乗用**★★★★かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物★★★★かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

特例③…**乗用**★★★★かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※★★★★=平成17年排出ガス基準75%低減

※特例②、③はガソリン車に限る

※燃費基準の達成状況は自動車検査証の備考欄に記載されています

問 税務課市民税係 ☎355-5896

税のお知らせ

償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく!

平成28年1月1日現在、市内に固定資産税の対象となる償却資産を所有している方は申告が必要です。12月中旬に申告書を送付しますので、平成28年2月1日(月)までに提出をお願いします。

なお、インターネットを利用した電子申告も受け付けます。

問 税務課固定資産税係
☎355-5934

家屋を取り壊したときはお知らせください!

家屋を取り壊した方は、市役所に家屋滅失の届出が必要です。また、登記されている家屋は、法務局で「滅失登記」の手続きも必要です。

※住宅が建っている土地は「住宅用地に対する課税標準の特例」により税額が軽減されています。詳しくは問い合わせください。

問 税務課固定資産税係
☎355-5934

塩釜税務署からのお知らせ

法定調書(合計表)の作成・提出はe-Taxが便利です。

また、平成28年1月以降の金銭の支払などに係る法定調書には、個人番号・法人番号の記載が必要となります。

e-Taxの利用やマイナンバー制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

問 塩釜税務署 ☎362-2151